第一号ト中「並びに北朝鮮の核関連」を「、北朝鮮の核関連」に改め、「（平成二十一年五月外務省告示第二百九十七号）で定めるものをいう。）」の下に「及び北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者を指定する件（平成二十五年四月外務省告示第百十八号）で定めるものをいう。）」を加える。

○財務省告示第百十二号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十一条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月五日　財務大臣　麻生　太郎

第一号ヌ中「並びに北朝鮮の核関連」を「、北朝鮮の核関連」に改め、「（平成二十一年五月外務省告示第二百九十七号）で定めるものをいう。）」の下に「及び北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者を指定する件（平成二十五年四月外務省告示第百十八号）で定めるものをいう。）」を加える。

○経済産業省告示第九十八号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件（平成二十一年経済産業省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月五日から施行する。

平成二十五年四月五日　経済産業大臣　茂木　敏充

第一号ト中「並びに」を「、」に改め、「（平成二十一年外務省告示第二百九十七号）で定めるものをいう。）」の下に「並びに北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者を指定する件（平成二十五年外務省告示第百十八号）で定めるものをいう。）」を加える。

○経済産業省告示第九十九号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十五条第一項の規定に基づき、外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引（平成十五年経済産業省告示第百九十三号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月五日から施行する。

平成二十五年四月五日　経済産業大臣　茂木　敏充

第二号ト中「並びに」を「、」に改め、「（平成二十一年外務省告示第二百九十七号）で定めるものをいう。）」の下に「並びに北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画等に関与する者を指定する件（平成二十五年外務省告示第百十八号）で定めるものをいう。）」を加える。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）